

6月1日  
施行

# 銀行法等の一部を改正する法律 および関係政府令の改正の解説（上）

## オープンAPIにより銀行と フィンテック企業等との連携・協働を促進へ

金融庁 総務企画局  
企画課信用制度参事官室  
課長補佐 西澤 祐樹

本年6月1日、193回通常国会において成立した「銀行法等の一部を改正する法律」（平成29年法律49号。以下、改正法）および関係政府令（改正法とあわせて以下、改正法令）が施行された。改正法は、利用者保護を確保しつつ、金融機関とフィンテック企業等との連携・協働（オープン・イノベーション）を促進するため、電子決済等代行業に係る制度整備を図るものである。

### 利用者からの委託を受ける 新たな業態に対応

金融サービスにおいて、利用者からの委託を受け、利用者とは金融機関の間でサービスの仲介を行うさまざまな業者が登場しており、特に決済サービスにおいて重要な役割を果たしているところ、改正前の銀行法においては、電子決済等代行業のよ

うに、利用者からの委託を受け、銀行と利用者との間でサービスの仲介を行う業については、規制の対象となっていなかった。こうした状況において、電子決済等代行業については、以下のようなリスクが指摘されており、銀行システムの安定性と利用者保護を図る観点から、電子決済等代行業者を対象とした新たな法的枠組みの整備が求められていた。

- 決済に関する銀行システムに接続して、銀行に決済指図を伝達し、または、銀行から口座に係る情報を取得するため、業者のセキュリティ等に問題があった場合には、銀行システムの安定性を害するおそれがある。
- 利用者の決済指図が銀行に正確に伝達されないこと、または、口座に係る情報が利用者に正確に提供されないことにより、決済に至るプロセスの確性が確

保されず、決済の安定性を害するおそれがある。

- 利用者の口座等の認証情報（IDやパスワード）を預かり、利用者になり代わって銀行システムにアクセスするため、情報漏洩や認証情報を悪用した不正送金等により、利用者が不利益を被るおそれがある。

また、電子決済等代行業者からも、金融審議会のワーキング・グループにおいて、「現状、

法制上の枠組みが存在しないことが銀行との連携・協働の妨げとなり、円滑なサービス展開等の障害となっている」との問題意識から、法制度の整備を求め声が上がっていた。

このように、電子決済等代行業者に関する法的枠組みの整備は、利用者サイドと電子決済等代行業者サイドの双方から早急な実施が求められていた。そこで、改正法により、電子決済等代行業に係る制度が導入されることとなった(図表1)。

また、改正法においては、新たな業態の出現に対応し、規制体系を設けて規律の対象とするという従来型のアプローチだけではなく、電子決済等代行業者の接続先となる銀行に対しても一定の義務を課すことで、銀行と電子決済等代行業者とのオープン・イノベーションを促進することが企図されている。

## 電子決済等代行業の該当範囲

### 〔ア〕電子決済等代行業の定義

電子決済等代行業は、銀行法

2条17項に定義されている。

同項1号においては、預金者の委託を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、銀行に対して、預金者による為替取引の指図やその内容の伝達を行う、いわゆる電子送金サービスが規定されている。

2号においては、預金者等の委託を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により銀行から口座に関する情報を取得し、これを提供する、いわゆる口座管理・家計簿サービスが規定されている。

ここで、1号における為替取引の指図の内容の伝達については、銀行法において、内閣府令で定める方法によるものに限られ、電子決済等代行業に該当することとされている。この規定を受けた銀行法施行規則1条の3の4では、事業者が為替取引に係る指図の内容(支払金額および支払先)を整理・作成し、銀行のインターネットバンキングにこれらの情報を引き継いで、最終的な指図の実行が預金者によって行われる方法を内閣府令で定める方法として規定している。

### (イ)適用除外

もともと、このような定義に該当するサービスであっても、利用者保護の観点から規制の対象とする必要性が認められない類型のサービスについては、内閣府令の定めにより適用除外とされることとなっている(銀行法2条17項柱書かつこ書)。この規定を受けた銀行法施行規則1条の3の3では、1号の電子送金サービスについて、次の4類型を適用除外の対象としている。

- ① 預金者による特定の者に対する定期的な支払いを目的として行う行為(同条1号)  
家賃や公共料金等の定期的な支払いを目的として行う行為が含まれる。
- ② 預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う行為(同条2号)  
預金者自身への送金(例えば、同一企業内の支店から本店への送金)を目的として行う行為が含まれる。
- ③ 預金者による国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人また

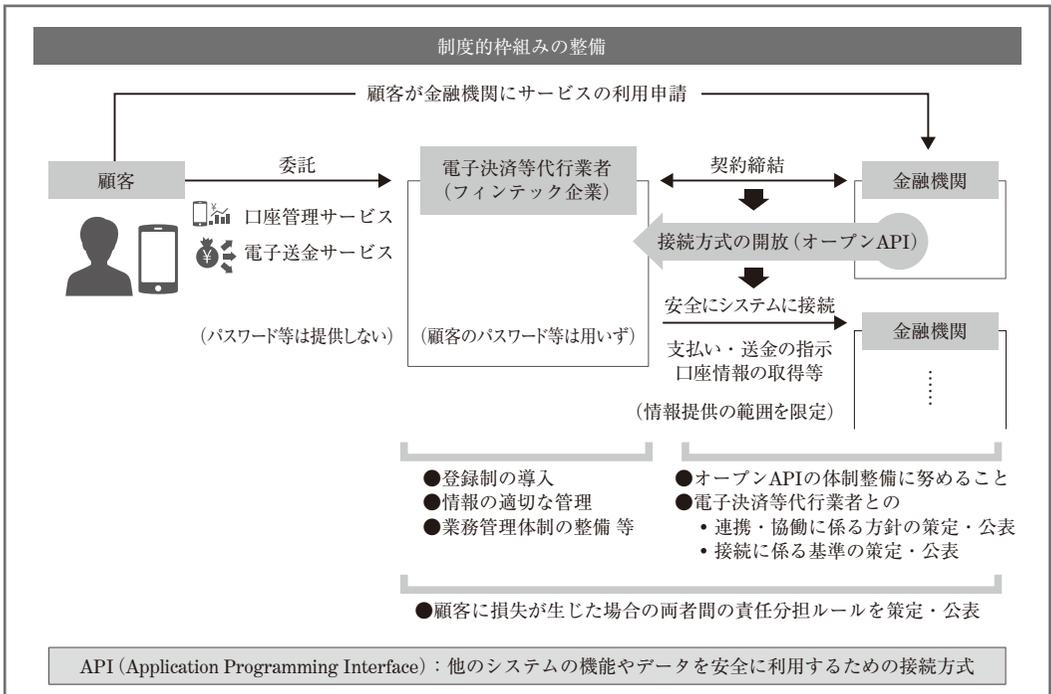
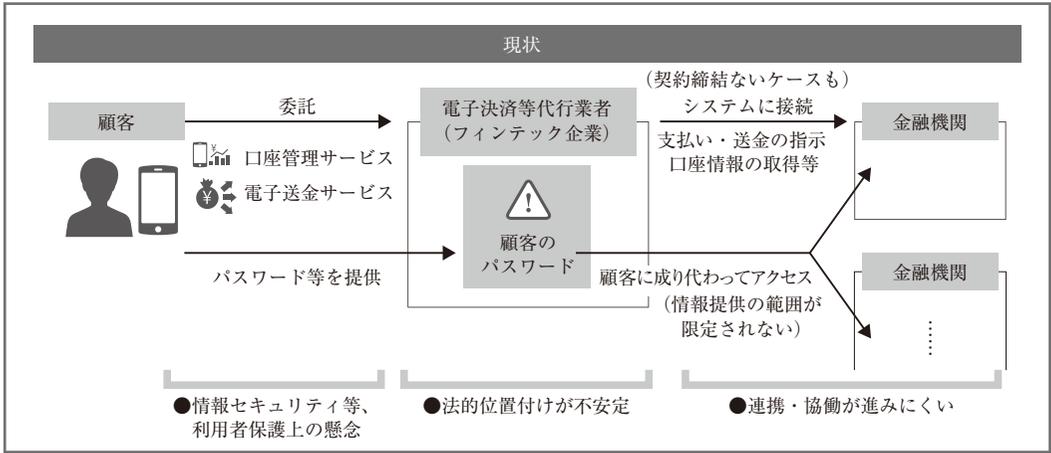
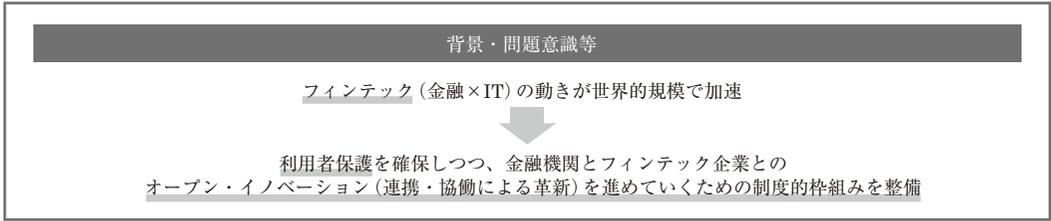
は地方独立行政法人に対する支払いを目的として行う行為(同条3号)  
ふるさと納税や納付金等の支払いを目的として行う行為が含まれる。

④ 預金者による商品の売買契約または役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方または当該契約の締結の媒介(当該履行に係る為替取引を行うこと)の指図(当該指図の内容のみを含む)の伝達により行う媒介を除く)を業とする者(相手方等)が当該契約に基づく取引に付随して行う行為であって、当該行為に先立って、銀行法2条17項1号の銀行と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの(同条4号)  
商品の売買契約の相手方に対する支払いのために、当該相手方があらかじめ銀行と口座振替に関する契約を締結したうえで、その取引に付随して行う行為が含まれる。

なお、これらの4類型に該当する場合であっても、事業者が預金者からインターネットバンキングのID・パスワードを預

〔図表1〕

銀行法等の一部を改正する法律の概要



かり、これらを用いてスクレイピングにより行う行為については適用除外とされないことに留意する必要がある。

## 電子決済等代行業者には銀行との契約締結を義務付け

電子決済等代行業者に対する規制の概要は次のとおりである。  
**(ア)登録制の導入**（銀行法52条の61の2、52条の61の5等）

電子決済等代行業者が、その業務において、決済指図の内容を誤って伝達した場合や利用者に伝達した口座情報に誤りがあった場合、利用者が適切に決済を完了できない事態が生じるなど、決済システムの安定性に悪影響を与えるおそれがある。また、一般利用者の為替取引や口座に関する情報という、機微な情報を取り扱う業務でもあり、不適格者によってこれらの情報が入手・悪用されることを防止する必要がある。こうした観点から、登録制が導入されている。

もっとも、登録制の内容は相対的に軽微なものとなっており、

- 業務を適正・確実に遂行するために必要な財産的基礎を有していること。
- 業務を適正・確実に遂行するために必要な体制の整備が行われていること。
- 過去に銀行法上の罰則を科され、または、登録を取り消されてから一定の期間が経過していない者等の不適格者ではないこと。

などが、登録の要件とされている。一方、例えば、国内拠点の設置や法人であることといった要件は求められていない。また、前記の「必要な財産的基礎」については、銀行法施行規則において、純資産額が負の値でないことと規定されている（銀行法施行規則34条の64の6）。

## (イ)銀行との契約締結義務（銀行法52条の61の10等）

電子決済等代行業者については、次の点等が業務のリスクとして考えられる。

- 電子決済等代行業者に起因して利用者に損害が生じた場合には、銀行と電子決済等代行業者間の責任関係が必ずしも明確ではない。

い。

- 現状、電子決済等代行業者によるスクレイピングは、接続先の銀行に無断で行われているものが大半であるところ、これにより、銀行システムに予期せぬ負担をかけ、銀行システムの安定性が害される危険性がある。

これを踏まえ、銀行法52条の61の10において、利用者保護を図る観点や銀行システムの安定性の確保の観点から、電子決済等代行業者が、電子決済等代行業に係る業務を利用者に提供する場合には、これに先だって接続先の銀行との間で契約を締結することを求めている。

そして、銀行と電子決済等代行業者との間の契約においては、これらの趣旨を踏まえ、次に掲げる事項を定めることが必要となる。

- ① 電子決済等代行業者の業務に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての銀行と電子決済等代行業者との賠償責任の分担（銀行法52条の61の10第2項1号）
- ② 電子決済等代行業者が電子決

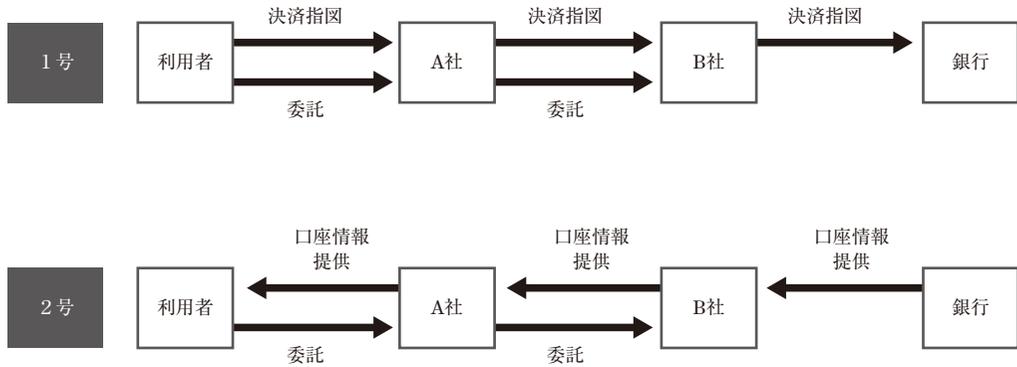
済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱いおよび安全管理のために行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に銀行が講ずることができする措置（同項2号）

③ 電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委託者（図表2）の委託を受けて電子決済等代行業に該当する行為を行う場合において、当該電子決済等代行業再委託者の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱いおよび安全管理のために電子決済等代行業者が行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に銀行が行うことができる措置（同項第3号、銀行法施行規則第34条の64の16）

銀行と電子決済等代行業者との間の契約におけるこれらの事項についての具体的な規定については、利用者保護を図りつつ、オープン・イノベーションを促進するという改正法の趣旨を十分に踏まえたくえで、両者間において適切に決定されることが望まれる。

〔図表2〕

電子決済等代行業再委託者



預金者が、A社に委託し、A社がB社に再委託をして、B社が銀行に対して為替取引に係る指図の伝達を行い、またはB社が銀行から口座情報の取得を行う場合のA社のこと。正確な定義については、銀行法施行規則34条の64の9第3項を参照。

また、銀行と電子決済等代行業者には、これらの事項の内容を公表することが求められている（銀行法52条の61の10第3項）。

（ウ）利用者に対する説明等（銀行法52条の61の8）

利用者が、電子決済等代行業者のサービスを利用するかどうかを判断するにあたり、電子決済等代行業者は、その判断材料となる情報を提供することが適切である。そこで、電子決済等代行業者に対し、サービスの提供に先立って、利用者への情報提供を義務付けることとしている。

なお、この情報提供について、電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委託者の委託を受けて電子決済等代行業に該当する行為を行う場合には、電子決済等代行業再委託者または銀行を介して行うこともできることとしている（銀行法施行規則34条の64の9第2項ただし書）。

また、同様に、利用者保護の観点から、電子決済等代行業者に対し、銀行業務との誤認防止のための情報提供、利用者に関する情報の適正な取扱い・安全

管理および業務を第三者に委託する場合の的確遂行の確保、その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置が求められている。

**オープン・イノベーション  
向け銀行にも求められる措置**

改正法においては、オープン・イノベーションおよびオープンAPIの促進の観点も踏まえ、銀行にも一定の対応が求められる。

**（ア）銀行による基準の作成等**

銀行法52条の61の11において、銀行は、電子決済等代行業者との契約の締結に係る基準を作成・公表し（同条1項）、これを満たす電子決済等代行業者については、不当に差別的な取扱いをしてはならないこととされている（同条3項）。

そして、銀行が作成する基準には、次の事項を含む必要がある（同条2項）。

① 契約の相手方となる電子決済等代行業者が電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者

# 銀行法等関連の改正法令の解説 (上)

に関する情報の適正な取扱いおよび安全管理のために行うべき措置（同項、銀行法施行規則34条の64の19第1号）  
② 契約の相手方となる電子決済等代行業者が電子決済等代行業に係る業務の執行が法令に適合することを確保するために整備すべき体制（同条2号）

いかなる電子決済等代行業者と連携・協働するかについては、各銀行が自立的に判断・決定すべき事項であることから、法令においては、これらの事項につき、具体的な基準の水準感等について示すことはしていない。もともと、各銀行においてこれらの事項を含む基準を作成する際には、利用者保護を図りつつオープン・イノベーションを促進するという改正法の趣旨を十分に踏まえることが望まれる。

## (イ) オープンAPIの体制整備

電子決済等代行業者と契約を締結しようとする銀行については、改正法の施行の日から2年を超えない範囲内で、政令で定める日までに、電子決済等代行業者が利用者の口座に係るID

・パスワード等を取得することなく電子決済等代行業を営むことを可能とするよう（すなわち、スクレイピングからオープンAPIへの転換）、体制整備に努めることとされている（同法附則11条）。

\* \* \*

先に述べたことから明らかに、改正法令の特徴は、利用者保護を確保しつつ、わが国において金融機関とフィンテック企業等とが連携・協働することによって、ITの進展等を活用した多様なサービス展開が可能となり、高度かつ利便性の高い金融サービスが利用者に確保される状況の実現を法制度によって後押ししようとするところにある。改正法令の施行により、この状況の実現が加速することを祈念している。

（本稿の意見にわたる部分については、筆者の個人的見解であり、筆者の属する組織の公的な見解を示すものではない。）